

前沢いきいきスポーツランドパークゴルフ場

使用区分		基本使用料	付加使用料
パークゴルフ場	1人1回につき	児童及び生徒	パークゴルフ用具を使用するときは、1人1回につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 児童及び生徒 50円 (2) 一般 110円
		一般	

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。